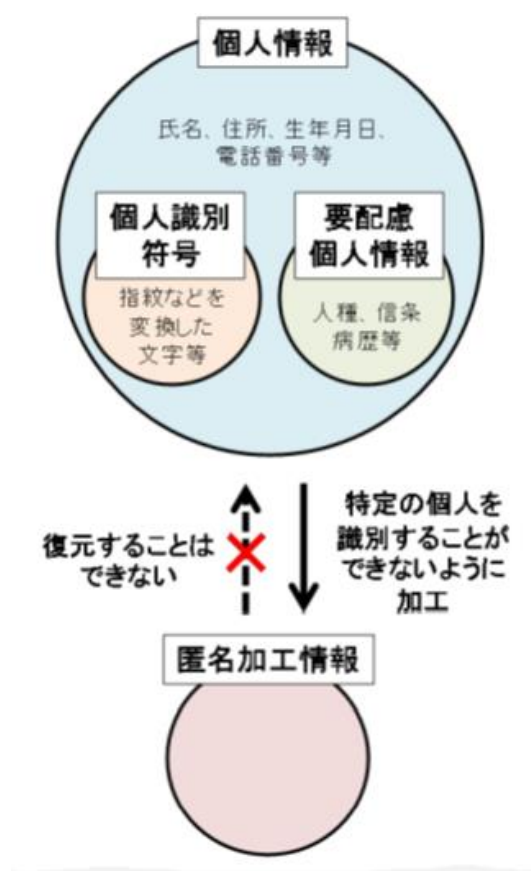


改正個人情報保護法における各種定義 (出所) 大和総研作成資料より抜粋

個人情報のイメージ図



1 個人識別符号

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を変換※した文字や番号その他の符号であり、その特定の個人を識別できるもの、(2) 個人に提供等される役務・商品の購入に関してその利用者等ごとに個別に割り当てられる文字や番号その他の符号であり、その割り当て等によって特定の個人を識別できるもののいずれかを指す。

※ただし、電子計算機の用に供するために変換した場合に限る。

(1) 個人の身体の一部の特徴

(1)	細胞から採取されたDNAを構成する塩基の配列
(2)	顔の骨格、皮膚の色、目、鼻、口その他の顔の部位の位置、形状によって定まる容貌
(3)	虹彩（瞳の周りにある膜）の表面の起伏により形成される線状の模様
(4)	発声の際の声帯の振動、声門の開閉、声道の形状とその変化
(5)	歩行の際の姿勢、両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
(6)	手のひら、手の甲、指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
(7)	指紋、掌紋

(2) 個人に提供等される役務・商品の購入に関してその利用者等ごとに個別に割り当てられる文字や番号その他の符号

例えばパスポートの旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー等が挙げられる。ただし、マイナンバーをその内容に含む個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、マイナンバー法）で「特定個人情報」と定義され、より厳しい規制が課されている※。

※ 具体的には、特定個人情報は利用目的が「税・社会保障・災害対策」に限定されていること、本人の同意の有無にかかわらず第三者に提供できる場合が限定されていること等が挙げられる。また、特定個人情報は個人情報保護法とマイナンバー法の両方の適用を受けるが、両方で異なる定めがされている場合は、マイナンバー法が優先される。

3 要配慮個人情報

個人情報の中でも、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いについて特に配慮が必要なものを指す。本人の人種、信条、社会的身分、身体障害等の心身の機能の障害、病歴、医師等による健康診断等の結果、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等がこれに当たる。利用目的の公表等をしていれば取得自体には本人の同意が必要ない個人情報と異なり、要配慮個人情報を取得する場合は原則として本人の同意が必要となる等の取扱いが規定されているため、事業者は注意をする必要がある。